



2025年2月13日

各位

会社名 株式会社リコー
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員・CEO 大山 晃
(コード番号 7752 東証プライム)
問合せ先 取締役 コーポレート専務執行役員・CFO
川口 俊
(TEL 050-3814-2805)

株式報酬制度における株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年8月7日に導入した株式報酬制度（その後の変更^{*1}を含み、以下「本制度^{*2}」といいます。）に関して、受益者への株式報酬支給を目的として、本制度の信託の受託者が当社株式を追加取得するための金銭を当社が追加信託することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

*1) 2023年3月6日付で開示した「取締役に対する株式報酬制度の改定に関するお知らせ」に記載された変更を含みます。

*2) 本制度とは、以下を指します。

- 委任型役員向け株式報酬制度：当社取締役（社外取締役を除きます。）及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象とする株式報酬制度
- 雇成型役員等向け株式報酬制度：当社と雇用契約を締結している執行役員等を対象とする株式報酬制度

なお、上記報酬制度のために設定した信託を、それぞれ「委任型役員向け株式交付信託」及び「雇成型役員等向け株式交付信託」といい、合わせて「本信託」と総称します。

記

1. 本信託の概要

(1) 名称	委任型役員向け株式交付信託	雇成型役員等向け株式交付信託
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)	
(4) 受益者	当社取締役（社外取締役を除きます。） ※または当社と委任契約を締結している執行役員のうち受益者要件を満たす者	当社と雇用契約を締結している執行役員等のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者	

(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、 本信託内の当社株式に係る議決権は 行使しません	本信託内の当社株式については、 信託管理人が議決権行使の指図を 行います
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)	
(8) 信託の契約日	2019年8月7日	
(9) 金銭を追加信託する日	2025年2月21日(予定)	
(10) 信託終了日	2025年8月31日(予定)	

※ 当社の2023年3月6日付「取締役に対する株式報酬制度の改定に関するお知らせ」においては、改定後の本制度の対象から非執行取締役を除外していましたが、当時より代表取締役会長(以下「会長」といいます。)を改定後の本制度の対象とすることを想定していましたが、同日時点では、会長の具体的な役割は確定しておりませんでした。その後、会長の役割が確定し、非執行役員の実務取締役(執行役員を兼務せず、日常の業務執行には関与しない社内取締役)と位置づけることになりましたので、上記の表(4)のとおり、改定後の本制度の対象となる当社取締役を「当社取締役(社外取締役を除きます。)」とし、改定後の本制度の対象者に会長を含めることとしています。

2. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

	委任型役員向け株式交付信託	雇用型役員等向け株式交付信託
(1) 取得する株式の種類	普通株式	
(2) 株式の取得価額の総額の上限	325,800,000円※	28,800,000円
(3) 取得する株式の総数の上限	181,000株	16,000株
(4) 株式の取得方法	取引所市場における取引(立会外取引を含む)からの取得	
(5) 株式の取得時期	2025年2月21日~2025年3月14日(予定)	

※ 取締役に対して交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は、関連する定時株主総会で承認された上限の範囲内とします。

以上